基(き)になる情報

令和8年 11 月号

定期的に、大町労働基準監督署から旬の情報をお届けします。

大町労働基準監督署

◎監督係からのお知らせ

11 月は「過労死等防止啓発月間」です！

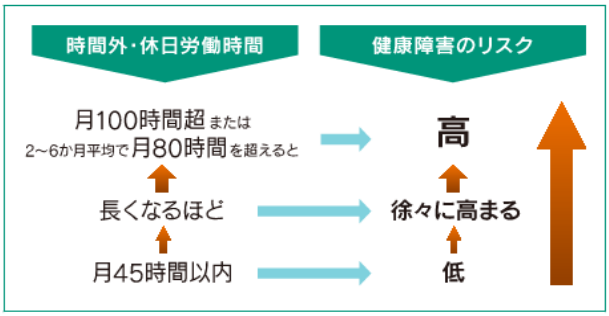
【過労死等とは？】

業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡やこれらの疾患のことです。

【長時間労働と労災認定基準】

長期間にわたる特に過重な労働は、著しい疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、さらには脳・心臓疾患に係る労災認定基準においては、週 40 時間を超える時間外・休日労働がおおむね月 45 時間を超えて長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まり、発症前 1 か月間におおむね 100 時間又は発症前 2 か月ないし6か月間にわたって月平均 80 時間を超える時間外・休日労働が認められる場合、業務と発症との関連性が強いと評価できるとされています。

■ 時間外・休日労働時間と健康障害リスクの関係



《 注意 》
①上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。
②業務の過重性は、労働時間のみによって評価されるものではなく、就労態様の諸要因も含めて総合的に評価されるべきものです。
③「時間外・休日労働時間」とは、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間のことです。
④2～6か月平均でおおむね月80時間を超える時間外・休日労働時間とは、過去2か月間、3か月間、4か月間、5か月間、6か月間のいずれかの月平均の時間外・休日労働時間が、おおむね80時間を超えるという意味です。

【長時間労働の削減のため、まず、事業主が取り組むべきこと】

①適正な労働時間の把握

事業主には労働基準法及び労働安全衛生法にて労働時間の状況を適切に把握・管理する責務が課せられています。「労働時間適正把握ガイドライン」に基づき、労働者の労働時間を正確に把握し、長時間労働の発生有無等状況をまず把握しましょう。

労働時間適正把握ガイドライン

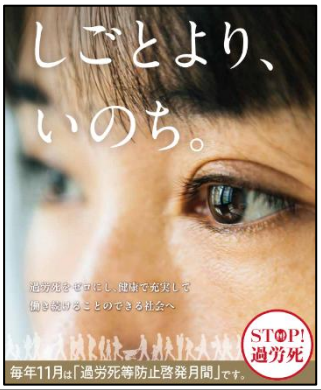
②時間外・休日労働協定（36 協定）の周知

締結した36 協定を関係労働者の見やすい箇所に掲示するなどして周知しましょう。

【過重労働解消キャンペーン】

過労死等防止啓発月間では、過重労働解消キャンペーンを実施しています。詳細は以下二次元コードのとおりです。ご確認をお願い致します。

過重労働解消キャンペーン



【過労死等防止対策推進シンポジウム 長野会場】

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを全国 47 都道府県で全 48 回開催します。

≪長野会場≫

日時：令和８年 11 月 27 日（金）
１３：００～１５：３０

場所：長野市中御所岡田町１３１-４
ホテル信濃路 ２階 穂高

参加料：無料
（どなたでも参加可能）

↓お申し込みはコチラ↓



◎：総合労働相談コーナーからのお知らせ

カスタマーハラスメント判例　「保護者対応をした保育園の保育士が自殺した事案において使用者の安全配慮義務違反が認められた事例：社福法人 M 福祉会事件/令和 3.1.19 判決」

（事案の概要）保育園に勤務していた亡 A の相続人らが、保育園内での虐待騒動（園児への虐待を訴える保護者の追及により保護者説明会を開催したところ、同説明会において保護者から威圧的な言動があったもの。）によって亡 A が強い心理的負荷を受けてうつ病を発症、自殺するに至ったと主張し、使用者である同保育園に対し、安全配慮義務違反等の債務不履行等にかかる損害賠償請求を行った。

（判決の要旨）亡 A は騒動により強い心理的負荷を受け、その後も業務上の心理的負担が継続していたことから、保育園は、亡 A の心身の健康状態に留意し、心理的な負荷が過度に蓄積して心身の健康に変調を来すことがないよう注意すべき義務があるところ、充分な措置が取られていたとは言えず、保育園側の安全配慮義務違反が認められた。

本判決は、保護者の言動をカスハラと明確に認定したものではありませんが、顧客との対応により一定程度の心理的負荷があった労働者への措置が十分でないときは安全配慮義務違反が認められた判決です。改正労働施策総合推進法（令和 8 年 10 月 1 日施行）において、カスハラ対策の雇用管理上の措置義務が課されましたので、今後さらに事業主の責任が求められることが考えられます。